



理事会

第346回セッション、ジュネーブ、2022年10月～11月

制度部門

INS:

日付：2022年9月29日

原語：英語

第3号議案

第110回国際労働総会（2022年）の作業から生じる事項

ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する決議のフォローアップ^o

文書の目的

この文書は、第110回国際労働総会（2022年）で会議が採択した結論を実現するための、ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する戦略および行動計画案を含む（パラグラフ30の決定案を参照）。

関連する戦略的目標：すべて

主な関連成果：成果4：雇用の創出、イノベーションとディーセント・ワークの推進者としての持続可能な企業

政策的な意味合い：あり

法的な影響：なし

財務上の影響：なし

フォローアップ措置の必要性：あり、パラグラフ 30 の決定草案を参照。

著者ユニット：エンタープライズ部門（ENTERPRISES）。

関連文書：GB.341/INS/3/1(Rev.2)；ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する決議ディーセント・ワークとSSEに関する7箇年戦略および行動計画。

▶ 背景

1. 第110回国際労働総会（2022年6月）において、ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する一般討議を行った。この議論は、「社会的連帯経済」という用語の普遍的な定義を示し、その関連する原則と価値を定めた、[ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する決議と結論](#)の採択につながった。同会議は、国際労働機関（ILO）の理事会に対し、同結論を十分に考慮し、実現させるために国際労働事務局を指導することを求めた。さらに、事務局長に対し、同結論を実現させるためのディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する戦略および行動計画を策定し、第346回理事会（2022年10月～11月）の検討に供するとともに、関連する国際機関および地域機関に同結論を伝達し、今後のプログラムや予算案の作成と通常予算外の財源を動員する際に同結論を考慮するよう要請した。
2. 社会正義とディーセント・ワークを促進するための ILO 憲章上の任務に基づいた上で、同結論に沿って、この戦略および行動計画は、SSE の発展の度合いの違い、労働における基本原則と権利、他の関連する国際労働基準と人権を含む加盟国の多様な実態とニーズを考慮しつつ、ディーセント・ワークを達成する手段としての強力で強靱な社会的連帯経済（SSE）の確立と発展を促すことを目的とするものである。
3. この戦略および行動計画は、創立当初から、ILOの任務遂行とSSEの継続的な関連性を認識し、労働基準関連の活動を通じて、国連システムの中において、基準や枠組みに関連する活動を含むSSEの推進におけるILOの主導的役割を強化・定着させることを目指している。[「協同組合促進勧告（2002年、第193号）」](#)、[「非公式な経済から公式な経済への移行勧告（2015年、第204号）」](#)、[「平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事勧告（2017年、第205号）」](#)などのILO文書は、貧困と不平等の削減、包括的な社会の実現、非公式（インフォーマル）経済から公式（フォーマル経済）への移行、復興を実現し、強靱（じん）性（レジリエンス）を構築する上でSSEが貢献することを認めている。
4. この戦略および行動計画は、国際労働機関憲章（ILO憲章）のフィラデルフィア宣言と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の目標に導かれている。また、2022年に改訂された2008年の「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」、2019年の「仕事の未来に向けたILO創設100周年宣言」、2021年の「新型コロナウイルス感染症による危機からの人間を中心に据えた包括的かつ持続可能で強靱な回復に向けた行動に対するグローバルな呼びかけ」に導かれている。これらの文書は、SSEを、持続可能な開発、社会正義、ディーセント・ワーク、生産的な雇用、万人の生活水準の向上に加え、環境問題への取り組みにおいても重要な役割を果たす重要な手段として明確に見なしている。
5. この戦略および行動計画は、[ILOの2022-25年戦略計画](#)とそれに付随する戦略である[2022-23年の2年間のプログラムと予算](#)、[2024-25年のプログラムと予算案のプレビュー（GB.346/PFA/1）](#)など、戦略機関文書と整合している。戦略および行動計画は、[戦略とディーセント・ワーク国別プログラムのハイレベル評価](#)、[ILOの研究と知識管理の戦略とアプローチ2010-2019のハイレベル独立評価](#)、[持続可能な企業促進のためのILOの戦略と行動2014-19のハイレベル評価](#)などの関連評価の情報を基にしている。

6. この戦略および行動計画は、3つの目標を中心に構成されている。
 - (a) **目標1**：ディーセント・ワークとSSEに関連する実態とニーズの理解向上
 - (b) **目標2**：ディーセント・ワークとSSEを推進するための能力向上
 - (c) **目標3**：ディーセント・ワークとSSEに関する一貫性の強化
7. この戦略および行動計画の根底には、以下の5つの重要な活動原則がある。
 - (a) **国際労働基準と社会的対話の基礎知識**。戦略および行動計画は、労働における基本的原則と権利、国際労働基準と社会対話に関連するその他の人権によって導かれている。ディーセント・ワークとSSEに関連するILOと国連の文書の非網羅的リストが結論に含まれている。社会対話は、ILO構成員がSSEの企業、組織、その他の団体の懸念に対処することを可能にする上で、重要な役割を果たす。
 - (b) **ジェンダーの平等と無差別**。この戦略および行動計画は、多様性、包括性、連帯、伝統的な知識と文化の尊重を促進し、不利な立場にあるグループや弱い立場にある人、交差性差別の影響を受けている人のニーズに応えるというSSEの重要な役割を強調している。また、人間の尊厳を尊重するSSEの役割を考慮し、女性、若者、先住民・種族民、障害者、高齢者、移民、難民、特に介護、農村、インフォーマル経済に従事する、その他脆弱な状況にある労働者のグループに特別な注意を払い、あらゆるレベルのSSEの主体において、またそれを通じてジェンダー平等と無差別を統合するための措置を規定する。
 - (c) **SSEの価値観の尊重とSSEの主体（entities）と他の企業との間の補完性**。この戦略および行動計画は、SSE主体の機能にとって本質的で、そしてディーセント・ワークとかつ人々と地球への配慮、平等と公平、相互依存、セルフ・ガバナンス、透明性と説明責任、そしてディーセント・ワークと生計の達成にかなう一連の価値を考慮している。また、包括的で持続可能な経済成長、雇用、万人のためのディーセント・ワークの達成を強化するために、SSE主体と他の企業との間の相互補完性を認識している。また、ILO勧告第193号及び2007年の持続可能な企業の促進に関する結論に沿った協力の価値を認めている。
 - (d) **状況特異性**。この戦略および行動計画は、地域社会の構築と多様性の促進におけるSSEの地域定着の重要性と、ディーセント・ワークの機会を創出・維持するための確立されたアプローチと革新的なアプローチの両方への寄与を認識している。また、危機や危機後の状況や、サプライチェーン全体、デジタルや環境を考慮した公正な移行との関連性などの、SSEの労働者や主体の特性、状況、ニーズの多様性を考慮している。さらに、メンバーのニーズを満たし、優れた実践と学んだ教訓を基にした、分野や状況に合わせた政策的な対応を通じて、このような多様性に対処する。
 - (e) **適応性**。この戦略および行動計画は、新たに発生しうる機会や課題に対処するため、必要に応じて適応される。その上で、戦略および行動計画が特に考慮する点は、国、地域、世界的な状況や優先事項の進展、2030アジェンダ、国連改革、その他の世界および地域の開発の実施における進展や課題、戦略および行動計画の実施に必要な事務局の資源の利用の可能性である。

▶ 戦略

目標1. デーセント・ワークとSSEに関連する実態とニーズの理解向上

8. 事務局は、研究、統計、知識管理を含め、デーセント・ワークに貢献する強固で強靱なSSEに必要な理解と知識を向上させる。5つの重要な活動原則に沿って、SSEに関連する課題と機会を特定する研究に特に注意を払う。特に、SSE事業体にとって好ましい環境に関する実践の特定に重点を置く。これには、実現可能な法的・政策的・規制的枠組み、社会対話関係者・機関の適切な参加と積極的役割や、非正規性(informality)、貧困、債務、法的な不確実性、脆弱な法の支配、不十分な金融へのアクセス、不公正な競争と通商、慣行、(SSEに) 有益な環境醸成を妨げる欠陥への対処をする政策が含まれる。

成果1.1. デーセント・ワークとSSEに関する研究の強化

9. 事務局は、技術分野や相乗効果、多次元的アプローチ、優れた実践のスケールアップ、世界、地域、国レベルで学んだ教訓の制度化を体系化する研究を行い、その成果を普及させる予定である。この研究は、ILOの三者(政労使) 構成員に対し、SSEに関する政策や法律を見直したり改善したりする必要のある分析をもたらす、証拠に基づく政策行動を展開し、国内および国際社会への影響を評価することを目的とする。また、この研究は、SSEにおける、またSSEを通じたデーセント・ワークの推進を支える最も差し迫った優先事項に、資源と能力を向けるためのガイダンスを提供することも目的としている。事務局は、デーセント・ワークおよびSSEに関わる問題に関して行われる研究が参加型であり、ILOの三者構成員による協議および検証に基づいていることを確かにする。また、この研究は、特に**国連社会連帯経済タスクフォース (UNTFSSSE)** 内のSSEパートナーとの協力と継続的な関与からも利益を得ることになる。

成果1.2. デーセント・ワークとSSEに関する統計の改善

10. 事務局は、SSEの経済的・社会的貢献を測定するための方法論の枠組みをさらに発展させ、比較可能でタイムリーかつ信頼性が高く、調和のとれた、SSEに関するデータの収集と編集において、加盟国を支援する。また、SSEに関する統計の国際的なガイドラインの策定に向けて努力する。加えて、政策の立案と実施のための情報を提供するために、サテライト勘定や各国の統計機関とSSEの機関代表者との協力などを通じて、SSEに関する統計を改善する加盟国を支援する。事務局は、2023年に開催される第21回及び2028年に開催される第22回国際労働統計会議 (ICLS) において、協同組合及びSSEの統計に関する発表及び討議を行う予定である。

成果1.3. デーセント・ワークとSSEに関するより効果的な知識管理

11. 事務局は、様々な知識産物を開発・普及し、優れた実践の共有を促進し、あらゆるレベルのステークホルダーとの効果的なコミュニケーション、知識共有、啓発活動を実施する。主なステークホルダーは、ILOの三者構成員、UNTFSSSE、SSEのネットワークと代表機関、国際機関、研究・教育・訓練機関、国家統計局、そして一般市民等である。

目的2. デイセント・ワークとSSEを促進するための能力向上

12. 社会正義を達成するための規範的行動の強化を追求する中で、事務局はSSEにおいて、またSSEを通じてデイセント・ワークを促進するためのILO構成員の能力を強化する。能力開発は、SSE事業体において、労働における基本的原則と権利を促進・実現し、関連する国際労働基準を批准・実施し、ILO監督機関の関連勧告を実施する方法を取り上げる予定である。事務局は、開発協力によるものも含め、デイセント・ワーク及びSSEに関するILO構成員への技術支援の提供のため、法律及び基準関連の助言サービスを強化する。
13. デイセント・ワークとSSEに関するより強力で影響力のある三者構成と社会対話の追求において、事務局はILO構成員の能力を開発するための技術支援を提供する。また、デイセント・ワークとSSEの重要な社会経済的役割を効果的に促進するために、SSE事業体とILO職員的能力開発を支援する。この目的のため、事務局は、トリノのILO国際訓練センターのSSEアカデミーを含む、デイセント・ワークとSSEに関する能力開発のためのツールと手法のポートフォリオを更新する。また、障害者を含む多様性、包括性、アクセシビリティを支援・促進するデジタル技術を活用するなど、能力開発に対する革新的でカスタマイズされたアプローチを練り上げ、テストする。また、能力開発ツールの国別オーナーシップを促進し、学びと国レベルの経験の共有をさらに推進する予定である。
14. 事務局は、脆弱な状況にある集団、ケアや無給の仕事の価値の認識、暴力やハラスメントのない労働環境の促進を含め、SSEの推進に向けた包括的、統合的、かつジェンダーに配慮した変革的アプローチを開発するよう構成員を支援する。これは、特に、女性、若者、失業者、障害者、移住労働者、先住民、種族民などの不利な立場にあるグループに関して、構成員がSSEの社会的・経済的包摂への貢献を促進することを助けることとなる。

成果2.1. 社会レベルでのデイセント・ワークと SSE に関する能力開発の改善

15. デイセント・ワークのための持続可能な企業を促進するため、事務局は、SSEの性質と多様性に合致した、実現可能な法律、政策、規制の枠組みを含む、SSE主体にとって有益な環境を確立するための加盟国の能力開発をする。これは、SSE事業体の規模や種類を問わず、労働における基本的原則及び権利、その他の人権並びに関連する国際労働基準を尊重し、促進し、実現する能力を向上させるための、加盟国への支援となる。また、SSEの事業体及び労働者が結社の自由及び団体交渉の権利の効果的な承認から利益を得ることに加え、適切な場合には、SSE事業体及び労働者の関連及び代表組織にも直接影響を与える措置を形成するために最も代表的な使用者及び労働者の組織を通じた社会対話を可能にすることを加盟国が保証することを促進することとなる。事務局は、ILO勧告第193号に基づき、国内法および慣行に従い、他の形態の企業に与えられる条件よりも不利でない条件でSSE事業体を取り扱うことにより、公平な競争条件を確保するために加盟国を支援する。また、加盟国が疑似SSE事業体と闘い、そのような事業体が労働者の権利を脅かし、労働法やその他の法的保護の裏をかくような事態を防止するよう支援する。